

別表（第2条・第3条関係）

補助事業所		補助上限額	
通所系	1	通所介護事業所	100千円／事業所
	2	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	100千円／事業所
	3	認知症対応型通所介護事業所	100千円／事業所
	4	通所リハビリテーション事業所	100千円／事業所
短期入所系	5	短期入所生活介護事業所	100千円／事業所
	6	短期入所療養介護事業所	100千円／事業所
訪問系	7	訪問介護事業所	100千円／事業所
	8	訪問入浴介護事業所	100千円／事業所
	9	訪問看護事業所	100千円／事業所
	10	訪問リハビリテーション事業所	100千円／事業所
	11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	100千円／事業所
	12	夜間対応型訪問介護事業所	100千円／事業所
	13	居宅介護支援事業所	100千円／事業所
	14	居宅療養管理指導事業所	100千円／事業所
多機能型	15	小規模多機能型居宅介護事業所	100千円／事業所
	16	看護小規模多機能型居宅介護事業所	100千円／事業所
入所施設・居住系	17	介護老人福祉施設	300千円／事業所
	18	地域密着型介護老人福祉施設	200千円／事業所
	19	介護老人保健施設	300千円／事業所
	20	介護医療院	300千円／事業所
	21	介護療養型医療施設	300千円／事業所
	22	認知症対応型共同生活介護事業	200千円／事業所
	23	養護老人ホーム	200千円／事業所
	24	軽費老人ホーム	200千円／事業所
	25	有料老人ホーム	200千円／事業所
補助対象経費		・令和4年1月1日から令和5年1月31日までに購入した、以下の衛生用品等の購入費用（マスク、手指消毒用エタノール、ガウン、キャップ、手袋等衛生・防護用品、パーテーション、パルスオキシメーター、検査キット等）	
助成額の算定		・施設・事業所ごとに、補助上限額まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、補助上限額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	

※1 対象施設・事業所については、令和4年1月1日から令和5年1月31日までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。ただし、補助対象期間に利用者がいなかった施設・事業所を除く。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

※2 複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて補助上限額まで助成することができる。

※3 他の補助金（県、市町村が実施）へ対象経費として計上し、補助金の交付を受けた費用については、本事業の対象としない。